

## 盛岡市の下水排除基準

対象物質又は項目	対象者	特定施設のある事業場		特定施設のない事業場		終末処理場の有無にかかわらず公共下水道の使用者
		50以上	50未満	50以上	50未満	
排水量 (m <sup>3</sup> /日)		50以上	50未満	50以上	50未満	50以上
ダイオキシン類		10以下	10以下	10以下	10以下	
カドミウム及びその化合物	健	0.03以下	0.03以下	0.03以下	0.03以下	
シアン化合物		1以下	1以下	1以下	1以下	
有機燐化合物		1以下	1以下	1以下	1以下	
鉛及びその化合物		0.1以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下	
六価クロム化合物		0.5以下	0.5以下	0.5以下	0.5以下	
砒素及びその化合物		0.1以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	康	0.005以下	0.005以下	0.005以下	0.005以下	
アルキル水銀化合物		検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	
ポリ塩化ビフェニル		0.003以下	0.003以下	0.003以下	0.003以下	
トリクロロエチレン		0.1以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下	
テトラクロロエチレン		0.1以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下	
ジクロロメタン		0.2以下	0.2以下	0.2以下	0.2以下	
四塩化炭素	項	0.02以下	0.02以下	0.02以下	0.02以下	
1・2-ジクロロエタン		0.04以下	0.04以下	0.04以下	0.04以下	
1・1-ジクロロエチレン		1以下	1以下	1以下	1以下	
シスー1・2-ジクロロエチレン		0.4以下	0.4以下	0.4以下	0.4以下	
1・1・1-トリクロロエタン		3以下	3以下	3以下	3以下	
1・1・2-トリクロロエタン		0.06以下	0.06以下	0.06以下	0.06以下	
1・3-ジクロロプロパン		0.02以下	0.02以下	0.02以下	0.02以下	
テトラメチルチウラムジスルフィド (別名チウラム)	目	0.06以下	0.06以下	0.06以下	0.06以下	
2-クロロ-4・6-ビス(エチルアミノ)-S-トリアジン(別名シマジン)		0.03以下	0.03以下	0.03以下	0.03以下	
S-4-クロロベンジル=N・N-ジエチルチオカルバマート(別名チオベンカルブ)		0.2以下	0.2以下	0.2以下	0.2以下	
ベンゼン	環	0.1以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下	
セレン及びその化合物		0.1以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下	
ほう素及びその化合物		10以下	10以下	10以下	10以下	
ふつ素及びその化合物		8以下	8以下	8以下	8以下	
1・4-ジオキサン		0.5以下	0.5以下	0.5以下	0.5以下	
アンモニア性窒素等含有物 (終末処理場で処理可能な物質)	境	380未満	380未満	380未満	380未満	
フェノール類	項	5以下	適用除外(令)	5以下	適用除外(条)	
銅及びその化合物		3以下	〃	3以下	〃	
亜鉛及びその化合物		2以下	〃	2以下	〃	
鉄及びその化合物(溶解性)		10以下	〃	10以下	〃	
マンガン及びその化合物(溶解性)		10以下	〃	10以下	〃	
クロム及びその化合物		2以下	〃	2以下	〃	
生物化学的酸素要求量	目	600未満	〃	600未満	適用除外(条)	
浮遊物質量		600未満	〃	600未満	〃	
水素イオン濃度	等	5を超える 9未満	〃	5を超える 9未満	〃	5を超える 9未満
ノルマンヘキサン抽出物質含有量		5以下	〃	5以下	〃	5以下
動植物油脂類含有量		30以下	〃	30以下	〃	30以下
温度		45度未満	適用除外(条)	45度未満	〃	45度未満
沃素消費量		220未満	〃	220未満	〃	220未満

※1 単位は、ダイオキシン類はpg-TEQ/ヶ月、その他水素イオン濃度以外はすべてmg/ヶ月で示す。

※2 表中の網掛けは、下水の排除規制の法令上の根拠を次により区分している。



下水道法第12条の2 第1項



下水道法第12条の2 第3項及び第5項  
盛岡市下水道条例第8条の2



下水道法第12条の11  
盛岡市下水道条例第8条の3



下水道法第12条  
盛岡市下水道条例第8条

※3 「公共下水道の使用者」については、50m<sup>3</sup>/日未満は適用除外となる。適用除外は、下水道法施行令第9条の3第1項、同第9条の6第1項、盛岡市下水道条例第8条第2項及び第8条の3第2項の規定による。

※4 太字の数値を超えると直罰対象、それ以外を超える場合は除害施設の設置等必要な措置を取る必要がある。

※5 ダイオキシン類特定施設は、平成12年1月施行のダイオキシン類対策特別措置法施行令第1条別表第2に基づく。

※6 アンモニア性窒素等含有物は、アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量で計算され、下水道排除基準(アンモニア性窒素の換算係数1.0)と水質汚濁防止法排水基準(アンモニア性窒素の換算係数0.4)を比較し、より緩やかな基準が適用される。